

- 「空港の設置及び管理に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)は、平成20年の空港法の改正とあわせ、空港法第3条に基づき定められたもの。
- 基本方針は、空港機能施設事業者の指定に係る審査基準の効果を有するほか、空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をする際の指針等の役割を担う。
- 今般、基本方針策定以降の空港を取り巻く環境の変化を踏まえ、基本方針の内容を更新する改正を行う。(2026年4月適用)

## 改正概要

## 航空・空港政策の変化

- 成田空港の更なる機能強化
- 航空・空港の脱炭素
- 空港の受入環境整備
- 空港のDXの推進
- 保安検査の実施主体移行

等

## 周辺環境の変化

- 人口減少 / インバウンドの増加
- 近隣アジア諸国・地域の空港整備
- 国際情勢の不透明化
- 激甚災害の頻発化
- コンプライアンス意識の高まり

等

## 主な改正事項

- 訪日外国人旅行者の増加や地方分散を踏まえた空港受入体制の強化
- 自然災害の頻発化・激甚化に対応した空港の耐災害性や防災拠点機能の強化
- 公共施設等運営事業(コンセッション)導入等の空港経営改革の推進
- 多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して使いやすい空港とするためのユニバーサルデザイン化
- 空港駐車場の混雑緩和や新たなニーズへの対応
- 保安検査の実施主体の空港管理者等への計画的な移行に向けた検討
- 空港の脱炭素化の推進
- 空港DXの推進
- 空港会社、空港運営権者及び空港機能施設事業者のガバナンス(企業統治)確保
- 空港業務(空港グランドハンドリング、空港給油、保安検査等)の事業運営のあり方
- 首都圏、近畿圏、中部圏等における空港相互間の連携のあり方

等